

平成 28 年 9 月 21 日

海外発行カードの A T M 引出限度額変更について

—安全性の高い I C チップ取引は 1 回あたり 10 万円に—

株式会社セブン銀行（以下セブン銀行、東京都千代田区、代表取締役社長 二子石 謙輔）は、平成 28 年 9 月 22 日（木）より、下記のとおり海外発行カード取引時の 1 回あたり A T M 引出限度額を変更することにしましたのでお知らせいたします。

セブン銀行は、当社 A T M を使った犯罪を防止するため、国際基準に則った I C チップ取引対応や、システムによる不正取引監視などを実施しております。今般、カードの安全性を反映した引出限度額の変更により、不正取引抑止に向けた取組みを強化すると同時に、お客さまの利便性確保を実現いたします。

セブン銀行は、これからも海外からお越しのお客さまにも安心・安全・便利にお使いいただける A T M サービスの提供を目指してまいります。

記

1. 変更内容

取引種類	変更後	変更前
I C チップを利用したお取引	10 万円/回	5 万円/回
磁気ストライプを利用したお取引	3 万円/回	

2. 変更日

平成 28 年 9 月 22 日（木）

3. 対象カード

海外で発行された VISA（PLUS を含む）、MasterCard（Maestro と Cirrus を含む）、中国銀聯、American Express、JCB、Discover、Diners Club のカード

以上